



平成 30 年5月 11 日

各 位

会社名 トーヨーカネツ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柳川 徹  
(コード番号 6369 東証 第一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 兒玉 啓介  
(TEL. 03-5857-3333)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年5月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年6月 28 日開催予定の第 110 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の完全子会社であるトーヨーカネツソリューションズ株式会社を、平成31年4月1日を効力発生日として当社に吸収合併する件を、平成30年5月11日の取締役会にて決議いたしました。本合併に伴い2社の目的を統合させ、事業内容の明確化を図るため、事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行の迅速化と責任の明確化を目的として執行役員制度を導入しておりますが、最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく執行役員からも社長を選任できるよう、執行役員に関する規定を新設し、関連する規定につき、文言の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年6月 28 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 30 年6月 28 日(木)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 油槽、水槽、低温タンク、圧力タンク、鉄骨橋梁、海洋構造物の設計、製作、施工及び販売</li> <li>2. 化学機械、動力機械、運搬機械の企画、設計、製作、施工及び販売</li> <li>3. 建築工事、土木工事、管工事に関する企画、設計、製作、施工及び監理</li> <li>4. コンピュータによる情報処理サービス並びにコンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 不動産の売買、賃貸借、管理及びそれらの仲介</li> <li>6. 金銭の貸付並びに有価証券の売買</li> <li>7. <u>子会社・関連会社からの業務の受託</u></li> <li>8. 労働者派遣事業</li> <li>9. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol> <p>第3条～第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</li> </ol> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会並びに監査等委員会</u></p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集等)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 油槽、水槽、低温タンク、圧力タンク、鉄骨橋梁、海洋構造物の設計、製作、施工及び販売</li> <li>2. 化学機械、動力機械、運搬機械の企画、設計、製作、施工及び販売</li> <li>3. 建築工事、土木工事、管工事に関する企画、設計、製作、施工及び監理</li> <li>4. コンピュータによる情報処理サービス並びにコンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売</li> <li>5. <u>物流事業及び物流システム構築に関わるコンサルティング</u></li> <li>6. <u>情報システムを含む物流システムの設計、製作、施工、保守及び販売</u></li> <li>7. <u>搬送機械装置及び自動制御システムの設計、製作、施工、保守、販売及び中古製品・部品の売買</u></li> <li>8. <u>物流センターの管理運營業務</u></li> <li>9. 不動産の売買、賃貸借、管理及びそれらの仲介</li> <li>10. 金銭の貸付並びに有価証券の売買</li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 労働者派遣事業</li> <li>12. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol> <p>第3条～第15条 (現行通り)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</li> </ol> <p>第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会及び監査等委員会並びに執行役員</u></p> <p>第18条～第21条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集等)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>

<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 31 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 32 条～第 40 条 （条文省略）</p> <p>附則 （条文省略）</p>	<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 31 条 （現行通り）</p> <p>（執行役員）</p> <p><u>第 32 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を委嘱して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、執行役員の中から、その決議によって、社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>執行役員に関する事項は、本定款で定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 33 条～第 41 条 （条数繰り下げ）</p> <p>附則 （現行通り）</p>
---	---